

**「第 5 次秋田市地域福祉計画の令和 7 年度取組
状況および令和 8 年度取組予定」について**

1 全体の進捗状況

第 5 次秋田市地域福祉計画における、令和 7 年度取組状況および令和 8 年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和 7 年度取組状況については、A 52.7%、B が 47.3% となり、A と B の合計割合が 100.0% と高い達成度であったことから、順調に進捗したものと捉えております。

令和 8 年度については、引き続き計画にある各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和 7 年度取組状況	
	項目数	割合 (%)
A	48	52.7
B	43	47.3
C	0	0.0
※	0	0.0
計	91	100.0

(注) 割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8 割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しし、現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4 ～ 7 割程度の成果を上げた、取組の一部が不十分で見直ししながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	事業を廃止や縮小等をしたが、代替の取組がやむを得ない事情で実施できなかった場合、など

2 主な取組指標に関する実績

前記の 1 に記載したとおり、取組毎の進捗状況进行评估しているほか、計画の達成度が判断できるよう、主な取組には指標を設定しております。

その結果、「↑ 好転」が 5 項目 15.6% と限定的である一方、「→ 横ばい」が 24 項目 75.0% と大多数を占め、「↓ 悪化」が 3 項目 9.4% に留まっています。

大多数の指標が「→ 横ばい」で安定推移していることから、計画が着実に進行中であり、一部課題がある指標については、今年度の以降の進捗状況の推移を見守り、必要に応じて取組の見直しを行うなど随時対応してまいります。

評価	令和 7 年度指標状況	
	指標数	割合 (%)
↑ 好 転	5	15.6
→ 横ばい	24	75.0
↓ 悪 化	3	9.4
※ 対象外	0	0.0
計	32	100.0

(注) 割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

評価	評価説明
↑ 好 転	策定時の実績から、20% 以上好転した
→ 横ばい	策定時の実績から、20% を超えない増減に推移した
↓ 悪 化	策定時の実績から、20% 以上悪化した
※ 対象外	達成度の調査対象外となった

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

■施策1 福祉意識の向上

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
1	福祉教育の推進 (1-1-1)	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。	学校訪問や教職員研修会を通して、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐむ「交流及び共同学習」の充実に努めました。	B	学校訪問や教職員研修会を通して、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐむ「交流及び共同学習」の充実に努めます。
2	家族や地域の絆づくりの推進 (1-1-2)	絆を大切に作る気運の醸成に向けた施策、事業を実施し、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについての浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。	小学校24校で「絆の学習」を開催し、命の大切さや家族・地域の絆や思いやりの心を学ぶとともに、地域防災をテーマに「絆の出張講座」を町内会等で実施し、地域のつながりや絆づくりの大切さについて意識の醸成を図りました。	A	事業見直しにより廃止
3	男女共生社会の推進 (1-1-3)	一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う男女共生社会の実現に向け、市民の意識啓発および事業を実施します。	男女共同参画週間パネル展や男性の主体的な家事・育児参画を目的とした講演会等を実施したほか、女性のキャリア形成を目的としたセミナー等を開催し、仕事と生活の両立および誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりを推進しました。	A	男女共生参画週間に併せて、パネル展を実施するほか、企業やPTA、町内会等を対象に出張講座を実施し、男女共生について意識の醸成を図ります。
4	エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)	市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課題解決を推進します。	映画祭や通信（秋田市暮らしに役立つサービス冊子に包含）の発行、パートナーコラボ出張講座等を行うことにより、認知度向上および意識啓発を図りました。また、庁内推進会議および行動計画推進委員会により進捗管理しました。	A	事業見直しにより、今後は、エイジフレンドリーシティの普及啓発を目的とする事業は実施しないこととしましたが、エイジフレンドリーパートナー制度の継続や庁内推進会議等を通じて、エイジフレンドリーシティの考え方や理念は全庁的に継続していくこととします。
5	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進 (1-1-5)	市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、それぞれの立場で継続して取り組むことにより、誰もが生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまちづくりを推進します。	パートナーを対象に認知症サポーター養成講座を実施し、取組へのモチベーション向上を図る機会としたほか、シニア映画祭に合わせパートナーの出展イベントを開催するなど、事業者間の交流や連携強化を図りました。また、本市とパートナーとの連携により、それぞれの取組を同時に市民に紹介するパートナーコラボ講座を5事業者と実施し、市民計246名が参加しました。 【実績】登録事業所数 167事業所	A	パートナーを対象にした認知症サポーター養成講座を実施し、取組への意識向上を図るとともに、パートナーが実施する市民向け講座により、パートナーの認知拡大を目指します。そのほか機会を捉えてさまざまな分野の登録事業者の拡大を図ります。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
6	老人保健福祉月間の推進 (1-1-6)	世代を越えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢者福祉について関心と理解を深める機会をつくります。	市内の小学生から標語を募集することで、高齢社会を身近なものとして考える機会を設けました。	A	各種広報媒体や展示等により、月間の趣旨や高齢福祉施策などについて広く周知を図ります。

■施策2 担い手の育成・支援

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
7	民生委員・児童委員活動の推進 (1-2-1)	民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する支援を行います。また、民生委員・児童委員の担い手の確保について、民生委員活動の周知や情報提供など、秋田市民生児童委員協議会と連携して欠員解消に取り組めます。	「いきいきシニアわくわくライフ～2026年、地域とともに」をテーマに、秋田市民生児童委員協議会との共催で民生委員・児童委員合同研修会を開催しました。また、秋田県社会福祉協議会に委託し、地区会長・中堅委員・新任委員それぞれを対象とした研修を実施しました。さらに、市内各ブロックにおいて、地区民生児童委員協議会が行うブロック研修会の開催経費を補助するなど、活動を支援しました。	B	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、時宜を得たテーマで民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催します。また、その他の秋田市民生児童委員協議会が実施する研修等についても引き続き支援するとともに、民生委員・児童委員の担い手の確保についても行政としてできることを模索しながら、秋田市民生児童委員協議会と連携して取り組んでいきます。
8	地域保健推進員活動の推進 (1-2-2)	地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。	地域保健推進員は、地域の実情に応じた自主的な健康づくり活動に取り組んでおり、市内34地区で1,103人が活動しています。R7年度の健康づくり活動状況は健康教室の開催等延784回、参加者数は延10,017人で、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣しその活動を支援したほか、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図りました。また、代表者研修会を開催し、日頃の活動が地域の交流や絆づくりにつながるなど活動継続の重要性と意識の向上を図りました。	B	市内各地区に設置されている地域保健推進員会が、地域の実情に応じた自主的な健康づくり活動を継続できるよう保健師等が活動の支援をしていきます。また、推進員活動に対して補助金を交付し、活動の促進を図るほか、日頃の健康づくり活動が地域の絆づくりや災害時の協力体制の基盤となることなどを学べるよう代表者研修会を開催します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
9	福祉ボランティア活動の促進 (1-2-3)	秋田市社会福祉協議会が委託運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催などでボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の円滑な運営のための体制づくりを行うなど、ボランティアセンター機能の強化を図ります。	秋田市社会福祉協議会へ委託している秋田市ボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、冬期は除雪ボランティア活動の啓発、広報活動を行いました。	B	引き続き、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行います。また、冬期は除雪ボランティア活動の啓発、広報活動を行います。
10	市民活動の促進 (1-2-4)	NPOやボランティア団体等の育成および支援を行う「市民交流サロン」を中心に、デジタル技術なども活用しながら市民活動支援アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動へ参加・参画しやすい環境づくりを促進します。	市民活動アドバイザーおよび関係団体との連携による相談業務や情報提供、市民活動支援講座などを行い、市民活動の啓発・支援を図りました。 【指標】市民交流サロンの講座参加者数 532人	A	市民交流サロンにおいて、市民活動に役立つ情報や活動内容を情報発信するとともに、市民活動の啓発や交流を目的としたイベント等を実施します。
11	地域活動の担い手育成の支援 (1-2-5)	町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、おおむね就任1～3年目の町内会長等を対象として、情報交換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。 さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。	(地域福祉推進室) 各市民サービスセンターにおいて就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象に、地域間の連携や担い手育成を目的とした地域活動座談会等を開催し、町内会や地域活動に取り組む住民同士が情報交換できる場を提供し、意見交換や情報共有などを行いました。 (中央市民SC)主に就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象に、災害時要援護者の個別避難支援プランをテーマにした地域活動座談会等を開催し、意見交換や情報共有などを、より住民に身近な市民サービスセンターで開催しました。また、住民同士が情報交換できる場を提供し、地域間の連携や担い手育成を目的とした地域福祉推進関係者連絡会を開催し、秋田市高齢者生活支援体制整備事業について、制度と事例の紹介を行いました。	B	(地域福祉推進室) 引き続き、各市民サービスセンターにおいて、おおむね就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象とした地域活動座談会等を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。 (中央市民SC) 引き続き、就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象に、地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。 また、町内会や地域活動に取り組む住民同士が情報交換出来る場を提供し、地域間の連携や担い手育成を目的とした地域福祉関係者連絡会を開催します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
12	認知症サポーターの養成 (1-2-6)	小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。	キャラバンメイト養成研修のほか、認知症サポーターのステップアップ研修を開催し、今後の活動について協力を呼びかけます。また、全地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員等と連携し、教育機関や関係機関に働きかけを行いました。 【実績】認知症サポーター養成講座受講者数 1,144人	B	キャラバンメイト養成研修のほか、認知症サポーターのステップアップ研修を開催し、今後の活動について協力を呼びかけます。また、全地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員等と連携し、教育機関や関係機関に働きかけを行います。
13	高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)	元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。	第1層・第2層の全域(18か所)に生活支援コーディネーターと協議体を配置し、担い手発掘のためのアンケートやワークショップ、研修会等を行いました。また、高齢者が地域に必要とされる多様なサービスの担い手となるよう働きかけや支援を行いました。 【実績】サービス担い手養成研修(生活援助従事者研修)への参加 9人	B	第1層・第2層の全域(18か所)に生活支援コーディネーターと協議体を配置し、担い手発掘のための研修会等を行います。また、高齢者が地域に必要とされる多様なサービスの担い手となるよう働きかけや支援を行います。
14	介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)	高齢者が介護支援等のためのボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励・支援することにより、高齢者自身の健康増進と介護予防を推進し、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目指します。	ボランティア活動をするかたに対する登録講習会を実施したほか、広報やホームページ等で制度の周知に努めました。 【実績】登録者数348人	A	元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します。※令和8年9月末で事業終了。
15	生涯学習(社会参加活動)の推進 (1-2-9)	地域に住む高齢者同士の交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進します。	各地域において、こころと身体の健康や人の生き方についてなど様々な分野について学びながら、高齢者相互の親睦を図った。また、市民サービスセンターまつりや合同展示会では、日頃の活動の成果を発表するなど、社会参加活動の機会とした。 【令和7年度実績】参加者数 5,396人	B	各地域の高齢者が楽しく学び、仲間づくりにもつながる「学び」の機会と地域社会の活性化につなげるため、学習の成果を発表する機会の充実に努める。
16	老人クラブ活動の活性化 (1-2-10)	老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。	老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援しました。また、ホームページなどで、老人クラブの加入促進に努めました。 【実績】新規クラブ数 0団体、0人	B	老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援しました。また、ホームページなどで、老人クラブの加入促進に努めます。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
17	【新】情報機器利用支援による社会参加促進 (1-2-11)	情報機器利用・活用のための支援を行うことで、情報通信技術の利活用に関する格差の是正を図り、高齢者等の社会参加を促進します。	民間企業との連携により、スマートフォン相談窓口の開設や、出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の開催、各市民サービスセンターを会場としたスマートフォン教室を開催しました。	A	民間企業との連携により、スマートフォン相談窓口の開設や、出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の開催、各市民サービスセンターを会場としたスマートフォン教室を開催します。
18	障がい者の社会参加の促進 (1-2-12)	障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。	自発的な社会活動の推進に対して、補助金を交付し、障がい者スポーツ大会等を支援したほか、障がい者の意思疎通支援のため、手話奉仕員養成講座を開催しました。また、就労等社会参加促進のため、自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成しました。	A	引き続き、自発的な社会活動の推進を行う障がい者団体への助成を継続します。また、障がい者の社会参加を促進するための支援を行います。
19	障がい者相談員の設置 (1-2-13)	相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。	身体障害者相談員26名、知的障害者相談員5名で同じ境遇の障がい者等からの相談に応じました。また、障がい者をとりまく現状や障がい福祉サービスの理解を深めるために、相談員研修会を実施しました。	B	障害者相談員による相談体制を継続するとともに、障がい福祉サービス等の理解を深めるなど、対応力を向上するための相談員研修会を実施します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

基本目標2 支え合いの地域づくり

■施策3 地域活動の推進

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
20	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 (2-3-1)	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。	地区の生涯学習奨励員が、地域の親子や高齢者など幅広い年齢の方々に、昔遊びなどの体験を通し、相互交流を図る機会を提供した。また、若年層の参加の取組として、聖霊女子短期大学と連携し、学生と生涯学習奨励員とがそば打ち体験を通して交流する機会を提供した。 【令和7年度実績】 参加者数 445人	B	各地域の子どもと高齢者等が交流できる機会を提供していく。
21	市民スポーツの振興 (2-3-2)	市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいづくりに取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。	「第4次秋田市スポーツ振興マスタープラン」に基づき、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できるスポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベント等を開催し、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めました。 また障がい者がスポーツに取り組む環境を整備するため、「パラスポーツフェスタ」や「デフサッカー日本代表候補合宿」を開催し、市民がパラスポーツに触れる機会を設け、パラスポーツによる社会参加の促進を図るとともに、市民のパラスポーツに対する理解を深めました。 さらに、学校体育施設の体育館やグラウンドを開放し、地域住民の交流機会を創出することにより、地域の連帯感や活力の醸成に努めました。	A	「第4次秋田市スポーツ振興マスタープラン」に基づき、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できるスポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベント等を開催し、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。 さらに、学校体育施設の開放事業を通じて、地域住民の交流機会を創出することにより、地域の連帯感や活力の醸成に努めます。
22	住民の支え合いによるサービスの実施 (2-3-3)	元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。	生活支援コーディネーター・協議体委員を中心に、生活支援サービスを提供する住民のグループが3か所立ち上がり、活動を開始しました。	B	取組事例の紹介や情報交換等を行い、支援を必要とする高齢者への生活支援サービスの創出を図ります。また、住民主体による要支援者等向けの生活支援サービスへの補助事業（訪問型サービスB）の適切な運用に努めます。
23	地域コミュニティ活動への支援 (2-3-4)	地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います	町内会や地区振興会等が取り組む地域の課題解決や連携促進などの公益的な事業を支援しました。 【指標】地域づくり交付金交付件数 32件	A	引き続き、地域づくり交付金による財政的支援等を行っていくとともに、団体と伴走し、継続事業に拡充性を持たせ、地域の課題解決を図っていきます。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
24	自治活動拠点の整備 (2-3-5)	地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。	・明徳地区コミュニティセンターの大規模改修工事を完了しました。 ・老朽化した榎山地区コミュニティセンターの整備方針(素案)を作成しました。	B	・老朽化した榎山地区コミュニティセンターの整備に係る準備(事業費精査等)をします。
25	市民憲章推進協議会の活動支援 (2-3-6)	明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。	明るく住みよいまちづくりを推進する市民憲章推進協議会に対し、事業費補助金を交付するなど支援しました。また、住民活動賞の表彰、緑化コンクール、児童生徒作品コンクールの開催等の事業を支援しました。	B	引き続き、明るく住みよいまちづくりを推進する市民憲章推進協議会に対し、事業費補助金を交付するなど支援します。また、住民活動賞の表彰、緑化コンクール、児童生徒作品コンクール開催のほか、あいさつ運動等の事業を支援します。
26	地域愛形成事業 (2-3-7)	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。	市道の除草や清掃等による維持管理(8事業)、駅トイレの清掃や防犯巡回等による維持管理(2事業)の計10事業を実施しました。	B	引き続き、市道の除草や清掃等による維持管理(8事業)、駅トイレの清掃や防犯巡回等による維持管理(2事業)の計10事業を実施します。
27	地域まちづくり推進事業 (2-3-8)	7つの市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを推進するための支援を図ります。	市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、住民主体で特色ある地域まちづくりを実践するほか、まちづくりの担い手の育成に取り組みました。	B	3地域(中央、東部、南部)におけるまちづくりの実践に取り組むとともに、まちづくり推進に向けた検討会を7地域で開催します。
28	社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9)	本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。	秋田市社会福祉協議会の活動のうち、市が対象とした事業に要する経費に対して補助金を交付しました。また、同協議会が窓口として取り扱っているボランティア活動保険の保険料を、全部又は一部負担しました。	B	引き続き、補助金の交付や、ボランティア活動保険料の負担を実施します。また、今後の補助の在り方について協議してまいります。
29	地域保健・福祉活動推進事業 (2-3-10)	民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉活動で広く市民福祉の向上に寄与する事業を行う団体を支援し、地域福祉の一層の進展を図ります。	高齢者、障がい者、児童などへの保健福祉活動を行う4団体に対して助成するとともに、活動への相談や助言を実施しました。	B	令和7年度末で終了

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
30	地域子育て団体への支援 (2-3-11)	民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。	月齢区分によるびよんびよん広場、よちよち広場、びよびよ広場を各12回実施し、ふれあい遊びや親同士の情報交換（おしゃべりタイム）、子育て情報の提供、子育て相談等のほか、子育てに役立つ情報を提供する育児講座（子育てに関わるお金について、子どもの目の発達についてなど）を年6回実施しました。今年度新たに、今現在のお子さんの成長を喜んでもらえるようなイベント「おひるねアート」6回、「はいはいレース」4回を実施しました。また、各地区民生児童委員協議会主催の「親子のつどい」15か所へ訪問支援を実施し、親子のふれあい遊びや情報提供等を行い、地域における子育て支援活動を支援しました。	A	乳幼児をもつ保護者が親子のふれあいを深めることができるよう、月齢区分ごとのイベントや趣向を凝らしたイベント、育児に関する情報提供をするための育児講座を開催し、子育て情報の提供、子育て相談等を行い、支援に努めます。また、地域における子育て支援活動が充実するよう、各地区民生児童委員協議会が主催する「親子のつどい」へ、子育て相談員や利用者支援相談員を派遣する「訪問支援」を実施し、親子のふれあい遊び、育児相談、子育て情報の提供などを行い、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。
31	敬老会補助事業 (2-3-12)	長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。	各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補助金を交付し、高齢者と地域のつながりを支援しました。	A	各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補助金を交付し、高齢者と地域のつながりを支援します。

■施策4 担い手の連携による取組の促進

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
32	高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1)	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域社会の中で孤立することを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携して見守りネットワークの強化・充実を図ります。	秋田市社会福祉協議会では、高齢者宅を中心とした見守り活動や、救急医療情報キット（安心キット）事業の実施など、見守りネットワークの充実を図りました。	B	引き続き、高齢者宅を中心とした見守り活動や、救急医療情報キット（安心キット）事業の実施など、見守りネットワークの充実を図ります。
33	秋田市相談関係機関等ネットワーク会議 (2-4-2)	警察等関係機関との秋田市相談関係機関等ネットワーク会議に参加し、各機関間で消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。	ネットワーク会議は開催されなかったが、高齢者を支援する関係機関や警察署などと連携し、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めた。	B	高齢者を支援する関係機関や警察署などと連携を強化し、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努める。
34	民間企業等との連携による見守り体制構築 (2-4-3)	水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。	業務時間中において、登下校の子どもの見守り活動、認知症サポーターとして高齢者の見回り活動を行った。	B	前年度に引き続き、子どもの見守り活動、高齢者の見回り活動を行う。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
35	認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定を締結し、民間企業が業務の範囲内で見守りを実施します。	警察署が中心となる見守りネットワークに参加するほか、認知症等高齢者の事前登録を実施し、登録情報を警察と共有します。また、宅配事業者等と締結した高齢者あんしん見守り協定により、見守りを継続して行うことができるよう、見守り協定締結事業所の拡大を図るよう働きかけを行いました。【実績】見守り協定締結権数 29件	B	警察署が中心となる見守りネットワークに参加するほか、認知症等高齢者の事前登録を実施し、登録情報を警察と共有します。また、宅配事業者等と締結した高齢者あんしん見守り協定により、見守りを継続して行うことができるよう、見守り協定締結事業所の拡大を図るよう働きかけを行います。
36	認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。また、認知症本人やその家族の個々の実情に応じた支援活動を行うチームオレンジの立ち上げや運営等推進するために必要な取組を支援します。	18地域包括支援センター全てに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を強化するほか、住民向け研修会の開催、認知症カフェの支援など、認知症のかたを介護サービス等に適切につなぐための様々な取組を行います。また、認知症初期集中支援チームについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、円滑な運営を行います。 【実績】認知症地域支援推進員の配置数 20人(市職員2人を含む。)認知症初期集中支援チームの支援終了後に何らかのサービスにつながっている割合 100%(全6件中支援継続中4件、2件終了しサービスにつながっている)	A	18地域包括支援センター全てに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を強化するほか、住民向け研修会の開催、認知症カフェ、チームオレンジ支援など、認知症のかたを介護サービス等に適切につなぐための様々な取組を行います。また、認知症初期集中支援チームについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、円滑な運営を行います。
37	地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)	市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。	市内7地域の地域子育て支援ネットワーク連絡会の代表者会議は、情報提供、情報交換、および「地域ぐるみで子育て支援」をテーマにグループワークを行い、活動の参考となるような内容で開催しました。また、連絡会委員を対象とした研修会では「地元の力を活かした子育て支援・多世代交流」の演題で講演を行い、子育て支援活動の充実を図りました。	A	市内7地域の地域子育て支援ネットワーク連絡会の子育て支援活動が充実するよう、事務局である各市民サービスセンター・子育て交流ひろばと連携を図るとともに、各地域子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
38	地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組(2-4-7)	障がい児(者)にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい児(者)への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備の協議を行います。また、課題への対応については、下部組織の専門部会で検討を深めていきます。	秋田市障がい者総合支援協議会を開催し、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議しました。また、協議会の下部組織である各部会(相談支援部会、就労部会、児童部会)で課題への対応を具体的に検討しました。	A	引き続き、秋田市障がい者総合支援協議会および各部会において、地域における障害者等への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。また、現行の障がい福祉計画および障がい児福祉計画が令和8年度末で終期となるため、次期計画の策定に関する協議を行います。
39	学校と地域社会との連携(2-4-8)	小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。	児童生徒の互いに認め合い支え合う心をはぐくむとともに、地域への愛着と誇りを持てるよう、社会福祉施設や特別支援学校等と連携した取組のほか、地域貢献活動や、学習活動における地域人材の積極的な活用などに努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図りました。 「秋田っ子まるるメール」により、不審者情報を配信し、注意喚起を行った。また、登下校時の児童生徒の安全を確保する体制を構築するため、学校、保護者、地域住民、警察、防犯協会等と連携し、市内3警察署管内で、スクールガード養成講習会を実施した。	A	児童生徒の互いに認め合い支え合う心を育むとともに、地域への愛着と誇りを持てるよう、社会福祉施設や特別支援学校等と連携した取組のほか、地域貢献活動や、学習活動における地域人材の積極的な活用などに努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図ります。 「秋田っ子まるるメール」により、不審者情報を配信し、注意喚起を行うほか、地域全体で子どもたちを見守る体制づくり構築のため、学校、保護者、地域住民、警察、防犯協会等と連携し、市内3警察署管内で、スクールガード養成講習会を実施する。
40	地域包括ケアの推進(2-4-9)	高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。	各地域包括支援センターが担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、医師・歯科医師・薬剤師、リハビリテーション職等の医療関係者や、介護保険事業者、民生委員等が連携し、地域の高齢者の実態や課題等の解決に向け、検討を行いました。	B	各地域包括支援センターが担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、医師・歯科医師・薬剤師、リハビリテーション職等の医療関係者や、介護保険事業者、民生委員等が連携し、地域の高齢者の実態や課題等の解決に向け、検討を行います。
41	地域ケア会議の充実(2-4-10)	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターのケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種の関係機関等による連携を深め、地域課題の分析等を積み重ね、解決に必要な地域資源開発やネットワーク体制の構築につなげます。	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、多職種が協働し、地域のケアマネジャーが抱える個別ケースの検討を行い、専門職同士のネットワークを構築するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上に努めました。 【実績】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計) 87回	B	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、多職種が協働し、地域のケアマネジャーが抱える個別ケースの検討を行い、専門職同士のネットワークを構築するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上に努めます。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

基本目標3 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

■施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
42	高齢者福祉の充実（基本方向） (3-5-1)	高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、権利擁護の推進、介護予防・健康づくり施策の充実、生活支援サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化、災害に対する取組、感染症に対する取組を行います。	(長寿福祉課) 第11次高齢者プラン(第9期介護保険事業計画)に掲げた施策・事業を着実に推進し、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現に取り組みます。 (介護保険課) 第11次高齢者プラン(第9期介護保険事業計画)に掲げた事業を着実に推進し、介護保険事業の適正な運営に努めました。	A	(長寿福祉課) 第12次高齢者プラン(第10期介護保険事業計画)を策定し、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現に取り組みます。 (介護保険課) 第11次高齢者プラン(第9期介護保険事業計画)に掲げた事業を着実に推進し、介護保険事業の適正な運営に努めます。
43	障がい者福祉の充実（基本方向） (3-5-2)	障がい者プランの基本理念である「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」の実現のため、障がいのあるかたの権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進、安全・安心な生活環境づくり、防災・防犯の推進に取り組みます。	第6次秋田市障がい者プランの前年度の取組状況について、社会福祉審議会障がい者専門分科会で報告し、その審議結果を反映しながら各種施策を推進しました。	A	引き続き、障がい者プランの基本理念である「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」の実現のため、障がいのあるかたの権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進、安全・安心な生活環境づくり、防災・防犯の推進に取り組みます。
44	児童福祉・子育て支援の充実（基本方向） (3-5-3)	子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～笑顔あふれるこどものまち～」の実現に向け、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若い世代が将来に展望を描き、希望を抱くことができる社会づくりに取り組みます。	「第4次秋田市子ども・子育て未来プラン(第3期秋田市子ども・子育て支援事業計画)」の7つの基本目標に基づき、各施策を推進するとともに、当該計画を引き継ぎ、令和8年度からを計画期間とする「秋田市こども計画」を策定しました。	A	子ども・子育て未来プランを引き継ぐ「秋田市こども計画」に基づき、基本理念である「すべてのこども・若者が、心豊かで健やかに成長し、自分らしく輝けるまち」の実現に向け、各種施策を推進します。
45	地域保健の充実（基本方向） (3-5-4)	健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。	健康づくりに関する各種事業の取組を継続したほか、市民運動として健康づくり運動を普及・推進するため、10月の市民健康づくり月間に合わせて市民健康フォーラムを開催しました。 また、同月間に合わせて「元気もりもり子ども絵画」を募集し、新屋図書館協力のもと、応募作品および健康関連図書の展示を行いました。	B	令和7年度と同様に健康づくりに関する各種事業の取組を継続するほか、10月の市民健康づくり月間に合わせて市民健康フォーラムを開催します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
46	「食」の自立支援事業 (3-5-5)	食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者などの自立した生活を支援します。	高齢者や障がい者に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行いました。 【実績】延べ利用回数(高齢者のみ) 92,216回	A	高齢者や障がい者に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行います。
47	介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (3-5-6)	高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。	訪問型サービスについて、有資格のサービス(従前相当)から基準を緩和したサービス(訪問型サービスA)への移行を進めました。 また、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメント力の強化を図るため、ケアプラン作成・評価時にリハビリ専門職を派遣し、ケアマネジメントの検証や支援を行ったほか、ケアマネジメントの分析を行い、その結果を基に研修会等を実施しました。	A	高齢者の状態に適した多様なサービスの拡充に努めるほか、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメント力の強化を図るための支援を行います。
48	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7)	医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。	在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりに向け、在宅医療・介護連携推進協議会において課題を整理するとともに、在宅医療・介護関係者向けの研修会を開催し、多職種間の相互理解や情報共有に努めました。 【実績】在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数 4回	A	在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりに向け、在宅医療・介護連携推進協議会において課題を整理するとともに、在宅医療・介護関係者向けの研修会を開催し、多職種間の相互理解や情報共有に努めます。
49	生活保護の適正実施と自立支援の促進 (3-5-8)	困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を継続していきます。	関係機関との連携により、生活保護を適正に実施しました。 就労支援については、ハローワークとの連携のもと就職に向けた個別支援を実施しました。また、ひきこもり者については、関係機関と協力し、個々の課題に応じたきめ細かな支援に努めました。 さらに、健康上の課題を抱える被保護者に対しては、医療扶助レセプトデータの分析に基づき、頻回受診の是正指導や受診勧奨などの支援を実施しました。	B	引き続き関係機関との連携を図りながら、保護の適正実施を継続します。 また、自立支援プログラムによる就労支援およびひきこもり者へのきめ細かな支援を継続するとともに、健康上の課題を抱える被保護者に対しては、医療扶助レセプトデータの分析に基づき、頻回受診の是正指導や受診勧奨などの支援を継続します。
50	福祉医療費給付事業 (3-5-9)	国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、高校生年代までの全ての子どもおよびひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。	(障がい福祉課) 重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者の医療費を助成しました。 (子ども福祉課) 乳幼児、小中高生およびひとり親家庭等の児童の医療費を助成しました。	A	(障がい福祉課) 重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者の医療費を助成します。 (子ども福祉課) 乳幼児、小中高生およびひとり親家庭等の児童の医療費を助成します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
51	社会福祉法人および事業者の指導監査等 (3-5-10)	法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。	令和6年度実施の指導監査結果について、ホームページで公表しました。 また、令和7年度は、法人、施設等の適正かつ健全で安定した運営の維持・向上や、利用者の処遇の充実を図るため、社会福祉法人監査20法人、母子生活支援施設3施設、保育所等128施設、放課後児童健全育成事業60施設、老人福祉施設13施設、障がい者施設3施設を対象に指導監査を行いました。	B	令和7年度実施の指導監査結果について、ホームページで公表予定です。 また、令和8年度は、法人、施設等の適正かつ健全で安定した運営の維持・向上や、利用者の処遇の充実を図るため、社会福祉法人監査18法人、母子生活支援施設3施設、保育所等123施設、放課後児童健全育成事業62施設、老人福祉施設14施設、障がい者施設3施設を対象に指導監査を実施する予定です。
52	民生委員・児童委員による個別援助活動 (3-5-11)	地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを把握するとともに、各種相談に応じます。また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政や関係機関との橋渡しを行います。	民生委員・児童委員が、それぞれの地域で延べ15,979件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問等を行いました。	B	引き続き、それぞれの地域で相談に応じ、ひとり暮らし高齢者等への訪問等で、必要な情報提供や行政への橋渡しを行います。
53	高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 (3-5-12)	各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。	(長寿福祉課) 高齢者虐待の防止と早期発見および支援のため、各種相談機関等との連携を図るとともに、虐待の未然防止に向け、高齢者やその家族と接することが多い介護事業者などに出前講座を行うなど、虐待防止のための意識啓発を行いました。 (障がい福祉課) 虐待通報に対して、関係機関と連携しながら虐待解決への対応を行いました。 (子育て相談支援課) 必要に応じて、基幹相談支援センター等と連携すると共に、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携のもと、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。また、子ども家庭センターの設置により母子保健部門との連携がスムーズになり相談体制の充実につながりました。	A	(長寿福祉課) 引き続き、高齢者虐待の防止と早期発見および支援のため、各種相談機関等との連携を図るとともに、虐待の未然防止に向け、高齢者やその家族と接することが多い介護事業者などに出前講座を行うなど、虐待防止のための意識啓発を行います。 (障がい福祉課) 引き続き、関係機関等と連携を図り、虐待防止および虐待への早期対応に努めます。 (子育て相談支援課) 関係機関と緊密に連携し、引き続き児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図り、児童虐待防止啓発に努めます。また、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を適時行い、関係機関等との連携のもと、適切な対応に努めます。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
54	市民小口資金の貸付け (3-5-13)	低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸し付けます。	秋田市社会福祉協議会では、42名に対して一時的な生活資金を貸し付けました。市は、同協議会に対して、市民小口資金の原資を貸し付けました。	A	引き続き、一時的な生活資金を貸し付けます。市は、同協議会に対して、市民小口資金の原資を貸し付けます。
55	生活困窮者への相談・支援 (3-5-14)	生活困窮に係る総合的な相談の窓口として、その周知に努めるとともに、事例検討会や研修、協議会等を通じて関係機関との連携をさらに深め、生活困窮者の抱える様々な悩みに対応できるよう、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させ、包括的・早期的な支援を行います。	生活困窮者自立相談支援事業として、悩みごとを抱えた市民の相談を受け付け、住居確保給付金支給事業や子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を通じて、自立に向けた支援を実施しました。また、引き続きひきこもり者等に対するアウトリーチ支援を実施しました。 新規受付件数:467件 プラン作成件数:53件 就労支援対象者数:22人	B	生活困窮者自立相談支援事業として、悩みごとを抱えた市民の相談を受け付け、住居確保給付金支給事業や子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を通じて、自立に向けた支援を実施します。また、事例検討会を開催して関係機関との連携を深めるほか、引き続きひきこもり者等に対するアウトリーチ支援を実施します。
56	子どもの貧困対策の推進 (3-5-15)	子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるよう、関係機関や地域等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。	子どもの貧困対策に関連する外部の関係機関との連携を強化し、子どもの貧困対策を推進するため子どもの未来応援ネットワーク会議を開催しました。 また、こども食堂を運営する団体との連携を図り、広報周知に協力しました。	A	子どもの未来応援ネットワーク会議の機能を社会福祉審議会児童専門分科会に引き継ぎ、こどもの貧困分野を含め、他分野を横断して一体的に審議する体制とします。 また、こども食堂の実施に要する経費を助成します。
57	市民の健康づくりの推進 (3-5-16)	各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率向上のため、実施方法や周知方法を改善し、より多くの市民が受診しやすい体制づくりに努めます。	R7年度は各種健康づくり事業、地域等で行う健康教育、健康相談の機会を通して、がんや生活習慣病予防、介護予防のための食生活や運動などについて普及啓発を行いました。 また、健診ガイドを市内全戸に配布し、がん検診では秋田市独自の割引制度を継続実施したほか対象者に受診勧奨通知を郵送し受診率の向上に努めました。さらに、受診者の待ち時間緩和の対策として集団健診において事前予約・定員制にて実施しました。	B	地域や職域を対象にした各種健康づくり事業において、がん予防や生活習慣病予防の食生活や運動習慣などをテーマに知識の普及と行動変容を促し、セルフケア力の向上を図るよう支援します。 また、健診ガイドの市内全戸配布や秋田市独自のがん検診割引制度の継続実施、検診対象者に受診勧奨通知を送付するなど受診率の向上に努めます。集団健診においては、引き続き事前予約・定員制にて実施します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
58	健康づくり・生きがいきづくり支援事業 (3-5-17)	高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいきづくりの事業を支援するほか、気軽に集まれる会場で介護予防教室などを開催し、高齢者の閉じこもり等を防止します。	秋田市社会福祉協議会が地域元気アップ事業として実施している「健康づくり・生きがいきづくり支援事業」および「地域サロン事業」に対し補助金を交付するほか、老人いこいの家などで軽スポーツや健康教室を実施する「いきいきサロン事業」を開催しました。 【実績】健康づくり・生きがいきづくり支援事業の実施件数 89件 地域サロン事業の実施地区数 38地区 いきいきサロン事業の参加者数650人	A	秋田市社会福祉協議会が地域元気アップ事業として実施している「健康づくり・生きがいきづくり支援事業」および「地域サロン事業」に対し補助金を交付するほか、老人いこいの家などで軽スポーツや健康教室等を実施する「いきいきサロン事業」を開催します。
59	高齢者就業機会確保事業 (3-5-18)	60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいきづくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。	(一社)秋田市シルバー人材センターの事業等に対し、補助金を交付し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会福祉の向上を図りました。 会員数については、入会者数が退会者数を上回ったことにより、令和7年度末で961人となりました。	A	引き続き、高齢者の生きがいきづくりや社会参加促進を図るため、(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援してまいります。
60	移動手段（公共交通）の確保 (3-5-19)	「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。	路線バス事業者に対し運行費補助を継続し生活バス路線の維持を図るとともに、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、下北手線を運行しました。 買物タクシーについては、新藤田地区および檜山の一部地区において通年運行を実施しました。 また、エリア交通については、大住・仁井田・御野場地区ほか3地区で通年運行を継続したほか、横森・桜・上北手地区ほか3地区で実証運行を実施しました。	A	令和8年3月に策定した第4次秋田市公共交通政策ビジョンに基づき、引き続き路線バス事業者に対し運行費補助を継続し、生活バス路線の維持を図るとともに、秋田市マイタウン・バス西部線、南部線、東部線、下北手線を継続運行するほか、北部線の運行形態を見直して運行します。 また、買物タクシーについては、檜山の一部地区において通年運行を実施します。 さらに、エリア交通については、通年運行地区の運行を継続し、手形・旭川・広面地区において新たに新藤田地区を加えて運行を継続しているほか、新たな地区で通年運行又は実証運行を実施します。
61	高齢者コインバス事業 (3-5-20)	満65歳以上のかたが、秋田中央交通(株)が発行する高齢者コインバス事業専用ICカード「シニアアキカ」を使用することにより、市内の路線バスとマイタウン・バスを1乗車100円で乗車できるようにし、高齢者の社会参加と生きがいきづくりを支援します。	65歳以上の高齢者を対象に、市内の路線バスを一乗車100円で利用できるよう助成し、高齢者の社会参加と生きがいきづくりを支援しました。 【実績】シニアアキカの交付率 72.40%	A	65歳以上の高齢者を対象に、市内の路線バスを一乗車150円(令和8年5月末までは100円)で利用できるよう助成し、高齢者の社会参加と生きがいきづくりを支援します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
62	障がい者への交通費補助 (3-5-21)	障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」を交付し、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。	手帳交付時に事業の説明を行い、周知に努めました。また、年次更新時期には、秋田市広報で市民への周知を行いました。	A	引き続き、屋外での移動が困難な障がい者の外出に対して積極的な支援を行うことで、障がい者が安心した生活が送れるよう支援していきます。
63	移動支援事業 (3-5-22)	屋外での移動が困難な障がい児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。	屋外で移動が困難な障がい者が、余暇・スポーツ活動の参加や買い物などで外出する際、介助者による支援を行うことで、地域における自立した生活と社会参加を支援しました。(令和7年度利用者数:38人、利用回数:延べ646回)	B	引き続き、屋外で移動が困難な障がい者の外出に対して積極的な支援を行うことで、障がい者が安心して地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。
64	市営住宅における入居要件の緩和 (3-5-23)	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、母子・父子世帯および多子世帯についても、優先入居を実施します。	低層階への住替申請を9件受け付けました。また、入居要件緩和措置(裁量階層世帯)による入居は29件あり、優先入居として延べ4件の募集を行いました。	B	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、母子・父子世帯および多子世帯にも、優先入居を実施してまいります。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
65	高齢者や障がい者の住環境の整備 (3-5-24)	高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備を進めます。また、自宅での生活の不便を解消できるよう、住宅改修の促進に努めます。さらに、サービス付き高齢者向け住宅の迅速かつ正確な登録手続きや、指定障害福祉サービス事業者への適切な指導による障がい者の立場を考慮したサービス提供体制の整備などにより、高齢者や障がい者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。	(長寿福祉課) 軽費老人ホームを利用する際のサービスの提供に要する費用の一部を助成することで、家庭環境や住宅事情等により居宅で生活することが困難な低所得高齢者の生活を支援した。(経費老人ホーム10施設について、令和8年3月1日時点の入居者392名) (障がい福祉課) 令和7年度において障がい者用グループホームの登録は4か所増えました。令和7年度末現在で64か所が登録されており、障がい者が地域で安心して生活できる住まいづくりの推進に努めました。 (介護保険課) 令和7年度は、グループホーム1施設(2ユニット)の新規整備を行いました。 (住宅政策課) 2件のサービス付き高齢者向け住宅の登録更新を行っており、当該年度末における登録数は28件となっています。	A	(長寿福祉課) 軽費老人ホームについて、引き続き、利用する際のサービスの提供に要する費用の一部を助成することで、家庭環境や住宅事情等により居宅で生活することが困難な低所得高齢者の生活を支援します。 (障がい福祉課) 引き続き、グループホーム利用者のニーズを把握しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。 (介護保険課) 事業者の整備意向や利用者のニーズ等を把握し、適正なサービス提供量を維持できるよう次期計画における整備を策定します。 (住宅政策課) 住宅の整備を検討する事業者へ補助制度や優遇措置等に関する情報提供を行っていくとともに、市民に対しても、ニーズにあった住まいの選択ができるよう情報提供を行っていきます。

■施策6 相談体制の充実と情報の提供

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
66	地域包括支援センターの運営 (3-6-1)	市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。	市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談対応や介護予防ケアマネジメントを実施するほか、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から高齢者等を支援しました。	A	市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談対応や介護予防ケアマネジメントを実施するほか、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から高齢者等を支援します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
67	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 (3-6-2)	在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する情報提供や知識の普及・啓発を図ります。	在宅医療と介護に関する情報のうち、人生会議(ACP)に関する市民向けリーフレットを作成し、介護入所施設や居宅支援事業所等へ配布したほか、市民向け講演会を開催しました。 【実績】市民講演会等の開催回数 1回	A	在宅医療と介護に関する情報のうち、在宅療養に関する市民向けリーフレットを引き続き配布するほか、市民向け講演会を開催します。
68	障がい者への相談支援事業 (3-6-3)	障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。	基幹相談支援センターの設置および相談支援専門員等の専門的な職員を配置している障がい種別ごとの3拠点において障がい児・者の相談支援を実施しました。 ※令和7年度相談件数 ・基幹相談支援センター 4, 255件 ・ほくと 1, 541件 ・竹生寮 3, 291件 ・クローバー 1, 210件	B	引き続き、基幹相談支援センターの設置および相談支援専門員等の専門的な職員を配置している障がい種別ごとの3拠点において、相談支援を実施します。 ※3拠点 ・障がい者生活支援センターほくと(身体) ・竹生寮(知的) ・指定相談支援事業所クローバー(精神)
69	子育て家庭等に関する相談支援の充実 (3-6-4)	子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。	利用者支援相談員、家庭相談員、女性相談員、ヤングケアラー支援員が必要に応じて連携しながら、相談者が相談しやすい体制を確保しました。また、それぞれの相談員の専門性を活かし、子育て家庭が必要とする支援の情報提供を行いました。 また、子ども家庭センターの設置により母子保健部門との連携がスムーズになり相談体制の充実につながりました。	A	引き続き相談先の周知に努め、子育て家庭が必要とする支援の情報提供を行い、相談者にとって相談しやすい体制の確保に努めます。また、関係機関との連携を強化し子育て家庭の支援に努めます。
70	精神保健対策事業の推進 (3-6-5)	精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進のために相談・訪問支援等を行います。また、精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。	秋田市精神障がい者の退院後支援マニュアルに基づく退院後支援を実施したほか、精神科医・臨床心理士・保健師等による精神保健福祉相談等を行いました。 また、こころのケア相談セミナーの開催および職場・地域における心の健康教育ならびにホームページ等による普及啓発を実施しました。	A	秋田市精神障がい者の退院後支援マニュアルに基づく退院後支援のほか、精神科医・臨床心理士・保健師等による精神保健福祉相談等を行います。 また、こころのケア相談セミナーの開催や、職場・地域における心の健康教育を実施します。
71	各種相談窓口のPR (3-6-6)	支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、各種リーフレットや市ホームページに相談窓口一覧を掲載するなど、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。	庁内各課で作成するしおりやリーフレット等に、相談窓口を掲載するなど、周知を図りました。	B	引き続き、庁内各課で作成するしおりやリーフレット等に、相談窓口を掲載するなど、周知を図ります。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
72	【新】公式LINEによる市民と双方向の情報伝達体制の推進 (3-6-7)	高齢者や障がいのある方が日常生活に関わる多種多様な情報を効率的に取得できる環境を提供するとともに、市民から行政側へ簡単に情報発信できる双方向の情報伝達体制を推進します。	秋田市公式LINEを活用し、イベント情報やごみの収集日の通知のほか、チャットボットによる情報検索、道路等の不具合を報告できる通報機能など、行政と市民が双方向で情報発信できる情報伝達体制を推進しました。	B	秋田市公式LINEを活用し、イベント情報やごみの収集日の通知のほか、チャットボットによる情報検索、道路等の不具合を報告できる通報機能など、行政と市民が双方向で情報発信できる情報伝達体制を推進します。
73	高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)	高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(※)に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援等に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。	高齢者やそのご家族などの暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険等の公的サービス以外のサービス)に関する情報を集約した冊子を15,000部発行し、市の窓口や各地域包括支援センター等に設置するとともに、民生児童委員に周知し、必要な方の手元に届くよう呼びかけました。 【実績】秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数15,000部	A	高齢者やそのご家族などの暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険等の公的サービス以外のサービス)に関する情報を集約した冊子(令和7年度作成)を、市の窓口や各地域包括支援センター等に設置するとともに、民生児童委員に周知し、必要な方の手元に届くよう呼びかけます。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり

■施策7 日常的な地域生活における安全安心の確保

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
74	消費者啓発 (4-7-1)	判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、市民サービスセンター等においてパネル展を開催するほか、広報あきた、ホームページ、SNS※、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。	・町内会、老人クラブ等に対し「消費生活出前講座」の案内チラシを配布して活用を促すとともに、各地域等に出向いて実施した。 実施回数:63回 受講者数:延べ1,745人 ・消費者トラブル最新情報の発信として、消費生活パネル展のほか、広報あきたやSNSで啓発、注意喚起を行うとともに、パンフレット配布やテレビの市政番組制作等の広報活動を実施した。 ・緊急性の高い事案は地域包括支援センターに対し情報提供を行った。	B	・町内会、老人クラブ等に対し「消費生活出前講座」を実施する。 ・消費者トラブル最新情報の発信として、消費生活パネル展等で啓発、注意喚起を行うとともに、パンフレット配布やテレビの市政番組制作を通じて広報活動を実施する。
75	交通安全対策 (4-7-2)	子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。	幼児および高齢者を対象とした交通安全教室、在宅親子への交通安全指導を実施しました。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全運動を推進しました。	B	幼児および高齢者を対象とした交通安全教室、在宅親子への交通安全指導を実施します。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全運動を推進します。
76	応急手当の普及、救急救命体制の整備 (4-7-3)	AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会および各種イベントへのAED貸出事業は、社会状況を見据えながら実施するとともにホームページでの啓発を継続し、救命率の向上を目指します。また、高齢者福祉施設等の緊急時対応について、施設の従業者への啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に生かします。	AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会をホームページで啓発するとともに、各種イベントへのAED貸出事業を行い、市民による救命率向上を目指しました。また、高齢者福祉施設等の従業者等に対し、救急業務ワーキンググループが中心となり緊急時対応を啓発しました。秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に活かしました。	A	AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会をホームページで啓発するとともに、各種イベントへのAED貸出事業を行い、市民による救命率の向上を目指します。また、高齢者福祉施設等の緊急時対応について、施設の従業者等への啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に活かします。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
77	緊急通報システム事業 (4-7-4)	ひとり暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。	ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに緊急通報システムを貸与し、緊急事態発生時に対応するとともに、月1回、「お元気コール」による安否確認を行いました。 【実績】緊急通報システムの設置台数 475台	A	ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに緊急通報システムを貸与し、緊急事態発生時に対応するとともに、月1回、「お元気コール」による安否確認を行います。
78	要保護高齢者等シェルター事業 (4-7-5)	養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなどで一時的に保護します。	虐待等により緊急に一時的な保護が必要となる場合に備え、居所を確保しており、1件計6日の利用がありました。	A	虐待等により緊急に一時的な保護が必要となる場合に備え、居所を確保するとともに、必要に応じて、被虐待者の一時保護を行います。
79	自殺対策事業 (4-7-6)	秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。	秋田市自殺対策強化月間にあわせ、広報等でのPRやパンフレット等の配布等を行ったほか、各種研修会等を通じて、自殺対策に係る人材育成を図りました。 また、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」や「秋田市自殺対策庁内連絡会議」等を通じて地域や庁内外のネットワークを強化するとともに、重点施策として「子ども・若者対策」を協議し、啓発動画を作成しました。	A	秋田市自殺対策強化月間にあわせ、広報等でのPRやパンフレット等の配布等を行うほか、各種研修会等を通じて、自殺対策に係る人材育成を図ります。 また、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」や「秋田市自殺対策庁内連絡会議」等を通じて地域や庁内外のネットワークを強化するとともに、重点施策として「生活困窮者対策」を推進します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
80	住宅環境の整備 (4-7-7)	住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布等により、市民の防災意識の向上を図ります。また、他部局との連携、啓発ツールおよび補助メニューの見直しに係る調査研究を進め、耐震化の普及に努めます。さらに、特に危険度が高い空き家について、倒壊や資材飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、助言および指導、危険回避のための緊急安全措置の実施および除却費への補助金交付を行います。	(建築指導課) 本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い4地区の木造戸建住宅(1067戸)を対象に、耐震化を促すパンフレットの戸別配布を行いました。また、建築を学ぶ学生が建築士等と一緒に地域の住宅を訪問、簡易な耐震診断等を実施し、地域の防災意識の向上を図る活動を行いました。 (住宅政策課) 市民等から相談のあった管理が不適切な空き家等395件について、現地調査および所有者調査等を実施し、助言および指導を197件(文書129件、口頭68件)行いました。令和7年7月から8月にかけて、町内会に対する空き家の実態調査を実施し、全町内会の約7割の町内会から4,916戸の空き家が報告され、そのうち管理が不適切な空き家は1,592戸あり、その中で危険な空き家は332戸でありました。危険な空き家の解体に対し、11件の補助金を交付しました。また、特に危険な空き家1件を空家法に基づく特定空家等に認定し、略式代執行による解体を行いました。なお、緊急安全措置については4件実施しました。	B	(建築指導課) 木造住宅耐震改修の技術力向上を目的とした実務講習会を開催するほか、本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い6地区の木造戸建住宅(1500戸)を対象に、耐震化を促すパンフレットの戸別配布を行います。また、建築を学ぶ学生が建築士等と地域の住宅を訪問し、簡易な耐震診断等を実施して、地域の防災意識の向上を図る活動を行います。 (住宅政策課) 今後も引き続き、空き家の適切な管理が行われるよう、助言や指導を行っていくとともに、緊急安全措置の実施や除却への補助金の交付を行っていきます。また、町内会実態調査で報告された危険な空き家については、優先的な調査などの対応を行い、空家法に基づく特定空家等および管理不全空家等の認定を行い、空家法に基づく指導等の措置を実施し、対応してまいります。
81	バリアフリー化の促進 (4-7-8)	秋田市バリアフリー協議会において、バリアフリーマスタープランに基づき、秋田市内で実施したバリアフリーに関する取組の状況を確認します。	学識経験者や障がい当事者、交通事業者、行政の職員等で構成されるバリアフリー協議会を開催し、既存公共施設等のバリアフリー化の促進やバリアフリーに関する課題の共有を図りました。また、令和4年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定した、「秋田市バリアフリーマスタープラン」に定める心のバリアフリーの推進に向けた取組として、市内の小学校10校でバリアフリー教室を開催しました。	A	学識経験者や障がい当事者、交通事業者、行政の職員等で構成されるバリアフリー協議会を開催し、既存公共施設等のバリアフリー化の促進やバリアフリーに関する課題の共有を図ります。また、継続して市内の小学校を対象にしたバリアフリー教室を開催する予定です。
82	都市公園のバリアフリー化 (4-7-9)	都市公園のバリアフリー化を図り、高齢者、障がい者や子どもなど、誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。	八橋鯉沼街区公園について、園路等のバリアフリー化を実施しました。	A	新屋西第三街区公園について、園路等のバリアフリー化を実施します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

■施策8 災害時に向けた安全安心の確保

No.	取組	取組の方向	令和7年度取組状況	自己評価	令和8年度取組予定
83	自主防災組織の育成強化 (4-8-1)	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。	新たに自主防災組織を結成した3町内会と継続して活動している3組織に対し防災資機材を助成しました。また、町内会等で行われる防災訓練や防災研修会等に47回職員を派遣し、約3,000人が参加しました。	B	地域で行われる防災訓練等への職員派遣や伴走支援を行うとともに、自主防災リーダー研修会等を通じて、地域防災力の強化に努めます。
84	要援護者への防災・災害情報の提供 (4-8-2)	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めました。また、避難情報を迅速かつ正確に提供するよう努めました。	B	広報あきた等により、各世帯等が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に配付している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。
85	【新】避難所運営会議の開催 (4-8-3)	各地区コミュニティセンターを、災害時の避難所として運営した場合のルール作りや課題を整理するため、避難所運営会議を開催し、スムーズな避難所開設・運営につなげます。	市内6か所の指定避難所で避難所運営会議を実施しました。女性や子どもの視点に配慮するため、構成員の中に女性を採用しました。また構成員の負担にならないように会議回数を減らしました。	B	災害発生時の避難所運営を円滑に行えるよう、10か所の指定避難所で避難所運営会議を実施します。
86	【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援 (4-8-4)	災害発生後には、「災害ケースマネジメント」の考え方に基づき、被災者の自立、生活再建の早期実現や被災者への支援漏れ、災害関連死の防止のため、関係機関と連携しながら、戸別訪問などのアウトリーチや相談支援などにより、本人の意思を尊重しながら伴走型で支援します。	災害ケースマネジメントの考え方を地域防災計画に追加し、豪雨災害の被災者支援のため、関係機関等と連携しながら、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域の復興につなげるため戸別訪問や地域サロンを開催するなど被災者に寄り添った支援を実施しました。	A	災害発生時に被災者一人ひとりが必要な支援制度が利用できるよう、伴走的な支援について関係機関等と継続的に連携し、平常時から体制整備に努めます。
87	【新】災害ボランティアセンターの運営支援 (4-8-5)	災害時に秋田市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが早期に機能するように、日頃から人的支援の体制を決めておくとともに、ICTの活用支援などで、進捗管理などの事務作業を軽減します。	災害発生時の連携について、秋田市社会福祉協議会と協議を行いました。また、ICTの活用については、令和5年に設置した「地域支え合いセンター」で、訪問時の記録や相談員間の情報共有に活用しているアプリケーションを引き続き利用できる体制を整えました。	A	引き続き、災害発生時の連携について秋田市社会福祉協議会と協議を行います。また、ICTの活用については、秋田県社会福祉協議会が契約しているアプリケーションのアカウントを活用し、災害時に必要なツール開発を行う等、平常時から体制を整えていきます。
88	【新】在宅被災者の健康状態の把握等 (4-8-6)	平常時から在宅被災者の健康状態の把握方法等の実施体制を整えるとともに、庁内関係課や関係機関との情報共有体制を整備します。	在宅被災者の健康状態の把握方法等の実施体制について、国から示された被災者に関する標準的なヒアリングシートを活用して「被災者健康相談票」を作成し、災害時保健活動マニュアルを修正しました。また、庁内保健師等を対象に避難所運営や健康状態把握の実技演習等を含めた研修会を実施しました。	B	庁内の保健師等を対象に、災害時における保健活動の理解や対応力を向上させるため、演習等を含めた研修会を実施します。また、福祉保健部（地域福祉推進室、長寿福祉課）等との情報共有体制について検討します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
89	地域における除排雪体制の構築 (4-8-7)	高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出し、燃料支給および小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。	(生活総務課) ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等の除雪作業に貸し出しました。 ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等が指定する場所および時間に運搬しました。 ・あらかじめ定めた私道の除雪作業を行った団体に対して報償金を支給する有償ボランティアによる除雪を実施しました。 (道路維持課) ・市民協働の必要性について、広報あきた、市ホームページ、市公式LINEおよび秋田市広報板などを活用して周知するとともに、道路除排雪の基本計画や各種支援策を記載した資料について全町内会長に郵送し、周知に努めました。 ・小型除雪機のシーズン貸出しについては、希望する町内会等を対象に実施しました。また、個人所有の小型除雪機への燃料支給や、小規模堆雪場の確保などの取組により、地域住民による除排雪活動の支援に努めました。	A	(生活総務課) ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等の除雪作業に貸し出しを行います。 ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等が指定する場所および時間に運搬します。 ・あらかじめ定めた私道の除雪作業を行った団体に対して報償金を支給する有償ボランティアによる除雪を実施します。 (道路維持課) ・市民協働の必要性について、広報あきた、市ホームページ、市公式LINEおよび秋田市広報板などを活用して周知するとともに、道路除排雪の基本計画や各種支援策を記載した資料について全町内会長に郵送し、周知に努めます。 ・小型除雪機のシーズン貸出しや、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。
90	高齢者や障がい者宅の除排雪支援 (4-8-8)	身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の間口部分の雪塊除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。また、豪雪対策本部が設置された場合には、宅地内の雪下ろしなどの支援を行います。	(障がい福祉課) 障がい者世帯の除排雪を支援するため、障がい者雪下ろし支援事業について広報および秋田市HPで情報提供し、市民への周知を行いました。 ※令和7年度は実績なし (長寿福祉課) 高齢者雪寄せ支援事業として、ひとり暮らしなどで支援が必要な高齢者に対し、玄関から道路に出るまでの雪寄せ作業を行いました。 (道路維持課) 市が除雪を行う道路に面した高齢者世帯および障がい者世帯のうち、事前に登録があった世帯を対象として、機械除雪後に間口へ残された雪塊の除去を実施しました。	B	(障がい福祉課) 障がい者雪下ろし支援事業により、市豪雪対策本部設置時等に自力で雪下ろしが困難であり、かつ倒壊の危険がある場合に雪下ろし等に要する費用の一部を助成します。 (長寿福祉課) 高齢者雪寄せ支援事業として、ひとり暮らしなどで支援が必要な高齢者に対し、玄関から道路に出るまでの雪寄せ作業を行います。また、自力での自宅屋根の雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろしや排雪に要する費用の一部を助成します。 (道路維持課) 市が除雪を行う道路に面した高齢者世帯および障がい者世帯のうち、事前に登録があった世帯を対象として、機械除雪後に間口へ残された雪塊の除去を実施します。

第5次秋田市地域福祉計画における令和7年度取組状況および令和8年度取組予定（一覧）

No.	取組	取組の方向	令和7年度の取組状況	自己評価	令和8年度の取組予定
91	火災予防の推進 (4-8-9)	春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。	春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めました。	A	春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。

主な取組指標に関する実績（令和7年度）

No.	取組	指標	策定時実績	令和7年度実績	評価	目標値
3	男女共生社会の推進 (1-1-3)	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方	反対派62.6% (令和3年度)	反対派64.5%	→	反対派70.0% (令和9年度)
4	エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)	市民意識調査における認知度	新規指標のため 実績なし	実施なし	→	60% (令和7年度)
		イベント等におけるエイジフレンドリーシティの認知度	新規指標のため 実績なし	55.9%	→	60% (令和8年度)
5	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進 (1-1-5)	登録事業所数	143事業所 (令和5年度)	167事業所 (令和7年度)	→	170事業所 (令和8年度)
12	認知症サポーターの養成 (1-2-6)	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	29,253人 (令和5年度)	31,798人	→	34,000人 (令和8年度)
13	高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)	通い場の創出数	36件 (令和6年度)	16件	↓	36件 (令和8年度)
		生活支援サービスの創出数	1件 (令和6年度)	1件	→	1件 (令和8年度)
		移動支援サービスの創出数	1件 (令和6年度)	3件	↑	1件 (令和8年度)
14	介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)	登録者数	410人 (令和6年度)	348人	→	410人 (令和8年度)
15	生涯学習(社会参加活動)の推進 (1-2-9)	高齢者教育事業参加者数	6,036人 (令和5年度)	5,396人	→	9,100人 (令和9年度)
16	老人クラブ活動の活性化 (1-2-10)	クラブ数	116団体 (令和6年度)	111団体	→	116団体 (令和8年度)
17	【新】情報機器利用支援による社会参加促進 (1-2-11)	スマートフォン相談窓口および出前講座「はじめての スマートフォン教室」の利用者数	286人 (令和4年度)	605人 (令和7年度)	↑	633人 (令和8年度)
20	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 (2-3-1)	世代間交流事業参加者数	311人 (令和5年度)	445人	↑	1,500人 (令和9年度)
22	住民の支え合いによるサービスの実施 (2-3-3)	訪問型サービスにおける住民主体サービスの補助団体	2団体 (令和6年度)	2団体	→	4団体 (令和8年度)
		通所型サービスにおける住民主体サービスの補助団体数	12団体 (令和6年度)	8団体	↓	16団体 (令和8年度)
23	地域コミュニティ活動への支援 (2-3-4)	地域づくり交付金交付件数	53件 (令和5年度)	47件	→	65件 (令和10年度)

主な取組指標に関する実績（令和7年度）

No.	取組	指標	策定時実績	令和7年度実績	評価	目標値
35	認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	見守り協定締結件数	18件 (令和5年度)	29件 (令和7年度)	↑	38件 (令和8年度)
36	認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)	認知症初期集中支援チームの支援終了後 (モニタリング時)に何らかのサービスにつ ながっている割合	85.7% (令和5年度)	100% (令和7年度)	→	100% (令和8年度)
41	地域ケア会議の充実 (2-4-10)	地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定 期開催の計)	99回 (令和5年度)	87回 (令和7年度)	→	144回 (令和8年度)
46	「食」の自立支援事業 (3-5-5)	延べ利用回数(高齢者のみ)	92,000回 (令和6年度)	92,216回	→	94,000回 (令和8年度)
48	切れ目のない在宅医療と介護の提供 体制の整備 (3-5-7)	在宅医療・介護連携推進協議会の開催回 数	2回 (令和6年度)	2回	→	2回 (令和8年度)
58	健康づくり・生きがいづくり支援事業 (3-5-17)	健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施 件数	82件 (令和6年度)	89件	→	82件 (令和8年度)
		地域サロン開設数	200件 (令和6年度)	196件	→	200件 (令和8年度)
		いきいきサロン事業の参加者数	615人 (令和6年度)	650人	→	615人 (令和8年度)
59	高齢者就業機会確保事業 (3-5-18)	会員数	877人 (令和5年度末)	961人 (令和7年度末)	↑	1,000人 (令和10年度末)
61	高齢者コインバス事業 (3-5-20)	シニアアキカ年間発行件数	4,358件 (令和6年度)	3,642件 (令和7年度)	→	4,358件 (令和8年度)
67	在宅医療・介護連携に関する普及啓 発の推進 (3-6-2)	市民講演会の開催回数	1回 (令和6年度)	1回	→	1回 (令和8年度)
73	高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)	高齢者生活支援情報のアクセス数(「秋田 市暮らしに役立つサービス」冊子作成部数 +ウェブサイト利用回数)	20,000部+1,087回 =21,087 (令和5年度)	15,000部+1,953回 =16,953 (令和7年度)	→	15,000部+5,000回 =20,000 (令和8年度)
74	消費者啓発 (4-7-1)	消費生活出前講座・パネル展等実施回数	93回 (令和6年)	137回	→	93回 (令和7年)
77	緊急通報システム事業 (4-7-4)	緊急通報システムの設置台数	400台 (令和6年度)	475台	→	420台 (令和8年度)
79	自殺対策事業 (4-7-6)	自殺死亡率(人口10万対)をととする	15.3 (令和5年度)	17.6 (令和6年度)	↓	12.6以下 (令和10年度)

主な取組指標に関する実績（令和7年度）

No.	取組	指標	策定時実績	令和7年度実績	評価	目標値
80	住宅環境の整備 (4-7-7)	本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い地区の木造戸建住宅を対象に戸別配布を実施	新規指標のため 実績なし	1067戸	→	令和10年までに6000戸(1500戸×4年)

「第 5 次秋田市地域福祉計画」重点事業の取組について

「重点事業 1 包括的支援体制の整備」の取組

1 令和 10 年度までの目標

地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

2 事業計画

令和 7 年度	①関係機関との実態把握、関係機関の連携手法の検討 ②重層的支援体制整備事業への移行協議
令和 8 年度から 令和 10 年度	①重層的支援体制整備事業の開始など包括的支援体制の強化 ②関係機関との連携手法の順次実施

3 令和 7 年度の主な取組内容

- ・令和 5 年 7 月豪雨の被災者支援のため、秋田市社会福祉協議会に設置した地域支え合いセンターが中心となり、アウトリーチの結果を元に、被災者一人ひとりの生活再建に向けた取組を引き続き実施した。
- ・これらの取組により、被災者の生活再建に一定の目処がついたことから、令和 7 年度末で同センターを廃止し、継続的な支援が必要な一部ケースについて関係機関に引き継いだ。
- ・重層的支援体制整備事業への移行協議を進めるため、11 月に包括的な支援体制整備事業に関する検討会を開催するとともに、他都市の取組状況等について情報収集を行った。
- ・なお、国の重層的支援体制整備事業に係る交付金の取扱いが変更され、当該事業以外の制度の活用についても検討する等、国の方針に変化が見られたことから、当該事業への移行の可否について慎重に検討する必要性が生じた。こうした状況を踏まえ、国の動向を注視しつつ、包括的支援体制の整備全体について改めて整理することとした。

4 令和 8 年度の主な取組予定

- ・重層的支援体制整備事業等に係る国の動向を注視しつつ、本市における包括的支援体制の整備方法について再整理する。
- ・庁内の関係部局による検討会を開催し、国の交付金制度の動向や既存事業への影響等を踏まえ、本市の実情に即した包括的支援体制のあり方を改めて検討する。

「重点事業 2 災害に備えた支え合いの地域づくり」の取組

1 令和 10 年度までの目標

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築を図る。

2 事業計画

令和 7 年度	災害時要援護者の避難支援プランの改訂
令和 8 年度～令和 9 年度	①各地域で説明会を開催 ②地域でのプラン作成者や支援者に聞き取り ③地域での避難支援体制づくりの実態把握や 好事例収集 ④福祉避難所の課題の整理と実施体制の整備
令和 9 年度～令和 10 年度	①「地域での避難支援体制づくりの手引き」 の見直し（随時） ②プラン周知の広報活動の実施 ③地域での個別避難支援プラン作成支援

3 令和 7 年度の主な取組内容

- ・災害に備えた支え合いの地域づくりについて、当事者と地域、福祉関係者が話し合う「地域ミーティング」を、報道機関との共催により 11 月に開催した。
- ・災害時要援護者の避難支援プランについて、令和 5 年 7 月豪雨災害対応の検証結果等を踏まえた改訂を予定していたが、避難時のチーム体制づくりの手法が未確定であることや、支援者の確保が依然として困難であることなどの課題が残ったままであったことから、プランの改訂を見送った。
- ・避難の実効性を高めるため、秋田県社会福祉協議会が実施する避難訓練に参加したほか、DWA T（災害派遣福祉チーム）について情報収集をした。

4 令和 8 年度の主な取組予定

- ・個別避難支援プランの策定を促進するため、各地域で説明会を引き続き行うとともに、各市民サービスセンターの担当職員を対象とした勉強会を開催する等、対応の強化を図る。また、避難支援対象者に向け、制度周知のチラシを作成・配布する。
- ・避難の実効性を高めるため、秋田県等が行う避難訓練等に参加するとともに、DWA T と連携した福祉避難所の開設について検討する。
- ・支援者の確保等といった課題について検討するため、各地域の当事者等への聞き取りを行うほか、他市町村等の好事例について情報収集を行う。

**秋田市再犯防止推進計画の令和 7 年度取組状況
および令和 8 年度取組予定について**

1 全体の進捗状況

秋田市再犯防止推進計画における、令和 7 年度取組状況および令和 8 年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和 7 年度取組状況については、自己評価 A が 61.3%、B が 32.3% となり、その結果 A と B の合計割合が 93.6% と多数の項目で一定の成果を上げている評価となったことから、概ね順調に進捗したものと捉えております。

また、令和 8 年度についても、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和 7 年度取組状況（参考）	
	項目数	割合(%)
A	19	61.3
B	10	32.3
C	0	0.0
※	2	6.4
計	31	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	事業を廃止や縮小等をしたが、代替の取組がやむを得ない事情で実施できなかった場合等

第2期秋田市再犯防止推進計画の令和7年度取組状況および令和8年度取組予定 回答票

別紙1

番号	取組	取組内容	所管課	令和7年度の取組状況	令和7年度自己評価	令和8年度取組予定
1-(1)-①	保護観察対象者の雇用	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	人事課	実績なし	※	安定した就労先と職業体験の機会を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。
1-(1)-②	協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。	契約課	建設工事の入札参加資格審査において、協力雇用主に対する等級格付の加点対象優遇措置を実施した。	B	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-③	協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。	契約課	秋田市総合評価落札方式で落札者決定において、協力雇用主に対する加点対象優遇措置を実施した。	B	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-④	雇用促進、労働相談	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	企業立地雇用課	最新のハローワーク求人情報を提供するため、毎日更新を行った。	A	引き続き、ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。
1-(1)-⑤	生活困窮者等就職困難者への就労支援	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。	福祉総務課、保護第一課、保護第二課	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながら支援を実施した。 就労自立促進事業のべ参加者数 (福祉総務課) 12人 (保護第一課、保護第二課) 106人 うち、のべ新規就労者数 (福祉総務課) 11人 (保護第一課、保護第二課) 72人 (福祉総務課、保護第一課、保護第二課)	A	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。 (福祉総務課、保護第一課、保護第二課)

番号	取組	取組内容	所管課	令和7年度の取組状況	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
1-(2)-①	市営住宅への公平な 入居機会の確保	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立 準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用さ れるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に 努める。	住宅政策 課	更生保護施設や自立準備ホ ームからの退所者で市営住宅へ の入居を希望する者がいな かった。	※	更生保護施設や自立準備ホ ームから退所する者が市営住宅 へ入居する場合を想定し、 公営住宅法に基づく公平な入 居に関する他都市の取組状況 や課題などについて、引き続 き調査を行う。
1-(2)-②	セーフティネット住 宅の登録促進	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒ま ない住宅の登録が、促進されるように努める。	住宅政策 課	保護観察対象者等を含む住宅 確保要配慮者の入居を拒まな い住宅の登録が促進されるよ う、住宅政策課窓口にリーフ レット設置し、また、秋田市 ホームページでの情報提供に より、制度の周知に努めた。	A	保護観察対象者等を含む住宅 確保要配慮者の入居を拒まな い住宅の登録が促進されるよ う、引き続き制度の周知に努 めていく。
1-(2)-③	相談対応および住居 確保給付金の支給	住居に関する相談を受け付け、必要に応じて賃貸の入居 費用や当面の生活資金等として社会福祉協議会の生活福 祉資金を案内する。また、離職等から2年以内等の要件 を満たす方に対しては、生活困窮者住居確保給付金支給 事業による家賃補助や就労支援など、住居と就労機会の 確保に向けた支援を行う。	福祉総務 課	住居確保給付金の受給者に対 して、早期の就職又は転職等 による増収に向けた支援を実 施した。 住居確保給付金受給者（20 人）のうち、就労開始者およ び増収者（14人）の割合： 70%	B	住居確保給付金の受給者に対 して、早期の就職又は転職等 による増収に向けた支援を実 施していく。
2-(1)-①	福祉保健サービスの 提供	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状 態に応じて公平に受けることができるため、これまで以 上に適切な支援を実施する。特に、障がいのあるかたに ついては、地域で安心して生活ができるよう、障がい のあるかたやその家族等からの相談に応じ、必要な情報提 供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を実施する。	障がい福 祉課、長 寿福祉 課、介護 保険課	犯罪をした障がい児・者等 について、個々の状態に応じた 支援につなげるなど、適切な 相談・支援を実施した。 （障がい福祉課） 犯罪をした高齢者が福祉サー ビスを公平に利用できるよ う、適切な相談・支援を実施 した。（長寿福祉課） 要介護認定やサービス利用に ついて相談等があれば、制度 や手続の説明を行うほか、適 切な窓口の案内などを行い、 随時対応した。（介護保険 課）	B	犯罪をした障がい児・者等 が、個々の状態に応じた障害 福祉サービスを受けられるよ う、適切な相談・支援を実施 する。 （障がい福祉課） 犯罪をした高齢者が福祉サー ビスを公平に利用できるよ う、適切な相談・支援を実施 する。（長寿福祉課） 要介護認定やサービス利用に ついて相談等があれば、制度 や手続の説明を行うほか、適 切な窓口の案内などを行い、 随時対応する。（介護保険 課）
2-(1)-②	精神保健福祉に関す る相談	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等 を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援す る。	健康管理 課	精神保健福祉相談、こころの ケア相談、保健師等によるこ ころの相談を実施した。	A	精神保健福祉相談、こころの ケア相談、保健師等によるこ ころの相談を実施する。

番号	取組	取組内容	所管課	令和7年度 の取組状況	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
2-(2)-①	薬物乱用防止教育	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員等から学ぶ活動を実施する。	学校教育課	県主催の出前講座の案内や、国で作成している薬物乱用防止に関するパンフレットを配布するなど、各校に情報提供を行った。	B	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
2-(2)-②	精神保健福祉に関する相談※再掲	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	健康管理課	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施した。	A	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。
3-(1)-①	スクールカウンセラーの配置	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	学校教育課	各中学校に18名(延べ27名)のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(1)-②	広域カウンセラーの派遣	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】	学校教育課	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談活動の充実を図った。 小学校29校で、230件の活用があった。	A	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。
3-(1)-③	心のふれあい相談会	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を、8月と12月に秋田市教育研究所を会場に開催した。	A	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
3-(2)-①	少年の健全育成および非行防止	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	子ども家庭センター・少年指導センター	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組んだほか、専任の相談員による相談に応じた。	A	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。
3-(2)-②	道徳教育の充実	相手を思いやる心や、自らを律する心など、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をはぐくむために、学校、家庭、地域が相互に連携しながら、全教育活動を通じた道徳教育の推進を図る。	学校教育課	道徳教育推進教師を中心に、全教職員で自校の道徳教育の目標や方向性について共通理解を図り、学校教育全体を通じた道徳教育の充実に努めた。 各校の実態や取組状況を踏まえた学校訪問指導や教職員研修会等を通して、考え、語り合う道徳科の推進に取り組んだ。	A	道徳教育推進教師を中心に、全教職員で自校の道徳教育の目標や方向性について共通理解を図り、学校教育全体を通じた道徳教育の充実に努める。

番号	取組	取組内容	所管課	令和7年度取組状況	令和7年度自己評価	令和8年度取組予定
3-(2)-③	いじめ防止	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および保護者に配布する。	学校教育課	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校等の全児童生徒、保護者および児童センター等に配布した。専門家を講師として、教員を対象にいじめ防止対応等研修会を実施した。	A	児童用、生徒用、保護者用の3種類の「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校等の児童生徒、保護者および児童センター等に配布する。専門家を講師として、教員を対象にしたいじめ防止対応等研修会を実施する。
3-(2)-④	薬物乱用防止教育※再掲	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】	学校教育課	県主催の出前講座の案内や、国で作成している薬物乱用防止に関するパンフレットを配布するなど、各校に情報提供を行った。	B	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
3-(2)-⑤	スクールカウンセラーの配置※再掲	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	学校教育課	各中学校に18名(延べ27名)のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑥	広域カウンセラーの派遣※再掲	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】	学校教育課	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談活動の充実を図った。小学校29校で、230件の活用があった。	A	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑦	心のふれあい相談会※再掲	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を、8月と12月に秋田市教育研究所を会場に開催した。	A	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
4-(1)-①	更生支援に関する相談・取次ぎ等	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。	福祉総務課	犯罪をした者等の就労を支援する団体から、諸手続きについての相談を受け、庁内調整等の協力をした。	B	秋田刑務所と連携し犯罪をした者等の福祉的支援の充実に向けた研修会を実施するほか、民間協力者等からの行政手続きに対する相談や庁内の調整について支援する。
4-(1)-②	地域や警察機関等と連携した防犯活動	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	生活総務課	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付した。	A	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。
4-(1)-③	保護司会等の活動支援	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、市職員や市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。	福祉総務課、子ども家庭センター・少年指導センター	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司就任の促進についての文書を通知したほか、広報あきたにて保護司就任に関する記事を掲載した。	B	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者向けの文書や広報あきたへの紹介記事掲載など、保護司への就任を促進する機会を提供する。

番号	取組	取組内容	所管課	令和7年度 の取組状況	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
4-(1)-④	保護司の面接場所の確保	市民サービスセンターおよびコミュニティセンターで、保護司が面接場所として活用可能な部屋を開放する。	中央市民サービスセンター	市民サービスセンターおよびコミュニティセンターで、保護司が面接をする目的で貸し部屋の予約および使用ができるようになった。	A	引き続き市民サービスセンターおよびコミュニティセンターで、保護司が面接をする目的で貸し部屋の予約および使用ができるようにする。
4-(1)-⑤	子どもの安全対策	多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。	学事課	「秋田っ子まもるメール」により、不審者情報を配信し、市民等へ注意喚起を行った。また、児童生徒が安心して登下校できるよう、地域住民、保護者、各小学校教職員等を対象としたスクールガード（学校安全のためのボランティア）養成講習会を開催した。	A	「秋田っ子まもるメール」により、不審者情報を配信し、市民等へ注意喚起を行う。また、児童生徒が安心して登下校できるよう、地域住民、保護者、各小学校教職員等を対象としたスクールガード養成講習会を開催する。
4-(1)-⑥	民間団体の活動への協力	刑務所を出所した後に周囲と交流がなく孤立しがちな高齢者や障がい者等への支援など、再犯防止や犯罪予防につながる民間団体の活動に協力する。	福祉総務課	犯罪をした者等の社会復帰を支援する団体の秋田支部立ち上げに際し、研修会に参加し、意見交換会でアドバイスをするなど活動に協力した。	B	同団体の秋田支部発足式に参加し、立ち上げを支援するほか、刑務所と共同の学習会を実施する。
4-(2)-①	社会を明るくする運動への支援	再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。	子ども家庭センター・少年指導センター	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置した他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行った。	A	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置する他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行う。
4-(2)-②	犯罪被害者等への支援	・市民相談センターを犯罪被害者等支援の総合窓口とし、犯罪被害者等が必要とする手続等について、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施し、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減に努める。 ・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。	市民相談センター	犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月1日～12月1日）にあわせ、広報あきた・ラジオ、ホームページや公式SNSを活用した情報発信と啓発用ポケットティッシュの配布により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図った。また、犯罪被害者等支援対応担当職員を対象に研修を実施した。	A	犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月1日～12月1日）にあわせ、広報あきた、ホームページや公式SNSを活用した情報発信と啓発用リーフレットの配布により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図る。また、犯罪被害者等支援対応担当職員を対象に研修を実施する。
4-(2)-③	関係機関の活動・取組との連携	刑事施設等と連携し、業務内容や各種取組を広く周知し啓発を図る。	福祉総務課	秋田刑務所と連携し市民ホールにて刑務所作業の製品を展示し刑務作業の重要性と更生支援についてPRした。	B	秋田刑務所と連携し市民ホールにて刑務所作業の製品を展示し刑務作業の重要性と更生支援についてPRする。

第 2 期秋田市成年後見制度利用促進基本計画の令和 7 年度取組状況 および令和 8 年度取組予定について

1 全体の進捗状況

第 2 期秋田市成年後見制度利用促進基本計画における、令和 7 年度取組状況および令和 8 年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和 7 年度指標に対する取組状況については、自己評価 A が 87.5%、B が 12.5% となり、一定の成果を上げている評価となったことから、概ね順調に進捗したものと捉えております。

また、令和 8 年度についても、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和 7 年度の指標に対する 取組状況（参考）	
	項目数	割合（%）
A	7	87.5
B	1	12.5
C	0	0.0
※	0	0.0
計	8	100.0

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8 割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い、現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4 ～ 7 割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	事業を廃止や縮小したが、代替の取組がやむを得ない事情で実施できなかった場合等

第2期秋田市成年後見制度利用促進基本計画の令和7年度取組状況および令和8年度取組予定

目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

指標	令和7年度の実績	令和7年度 自己評価	令和8年度の目標値
秋田市成年後見制度利用促進協議会の開催回数	【目標値】2回 【実績値】2回	A	【目標値】2回
中核機関の相談受付件数	【目標値】2,400件【実績値】3,190件	A	【目標値】2,450件
中核機関の申立支援件数	【目標値】1,200件【実績値】1,578件 (56人)	A	【目標値】1,225件

番号 (目標- 取組-主 な取組)	取組	取組の方向性	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
1-1-(1)	本人を後見人とともに支えるチームによる対応	権利擁護支援が必要な人を中心に、後見等開始前においては、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、後見等開始後は、これに後見人が加わり、本人の意思および選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応をします。	・地域、医療関係機関等からの情報提供により、行政による措置が必要な事案について市長申立てを行い、権利擁護を図った。	・引き続き、地域、保健・福祉・医療関係者等と連携し、権利擁護支援が必要な事案等に迅速に対応する。
1-1-(2)	【新規】中核機関のコーディネート機能の強化	秋田市権利擁護センターが中核機関として、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容を検討し、ふさわしい支援につなぎます。その支援にあたっては、地域連携ネットワークのコーディネート役として、専門職団体や関係機関等と連携や協力体制の強化を図り、円滑にチームを支援します。	・秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会を年9回開催し、専門職団体等から、成年後見制度の利用が必要な方の権利擁護支援の内容を検討するなど、中核機関のコーディネート機能の強化を図った。	・成年後見制度利用支援検討会を定期開催し、引き続き中核機関のコーディネート機能の強化を図る。
1-1-(3)	権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備	高齢者や障がいのあるかたと日常的に接する機会の多い保健・福祉・医療の関係者の制度理解を促進し、権利擁護支援を要する人を速やかに必要な支援につなげます。また、早期の段階から、任意後見や後見・保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について、必要な人が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。	・秋田市権利擁護センターを運営し、権利擁護支援や成年後見制度に関する相談に対応したほか、専門職団体・関係機関と連携しながら権利擁護支援の内容を検討した。(秋田市社会福祉協議会への業務委託)	・引き続き、秋田市権利擁護センターを運営する。(秋田市社会福祉協議会への業務委託)
1-1-(4)	秋田市成年後見制度利用促進協議会の設置、運営	法律・福祉関係の専門職団体や相談機関が、チームに対して必要な支援を行えるよう組織した「秋田市成年後見制度利用促進協議会」において、各団体の取組や課題などの情報共有を行うとともに、連携体制の強化により、自発的な協力を促します。	・協議会を年2回開催し、今後の取組についての意見交換を行った。	・協議会を年2回開催し、今後の取組についての意見交換を行う。

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

指標	令和7年度の実績	令和7年度 自己評価	令和8年度の目標値
後見等市長申立件数	【目標値】19件 【実績値】17件（長寿14件、障がい3件）	A	【目標値】20件
市長申立報酬助成件数	【目標値】16件 【実績値】15件（長寿11件、障がい4件）	A	【目標値】20件
市長申立以外報酬助成件数	【目標値】36件 【実績値】36件（長寿28件、障がい8件）	A	【目標値】44件
成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数	【目標値】240人 【実績値】311人	A	【目標値】260人
市民意識調査における成年後見制度の認知度（内容を含め知っている人の割合）	【目標値】70.0% 【実績値】42.3%（令和4年度調査） ※当該調査は5年ごとに実施している。次回調査は令和9年度となる。	B	【目標値】70.0% ※次回調査は令和9年度

番号 （目標- 取組-主 な取組）	取組	取組の方向性	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
2-2-(1)	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備	本人の心身の状態および生活の状況等に即した意思決定支援や身上保護等による成年後見制度の運用となるよう、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者と成年後見人等が連携し、チームとして関わる体制づくりを推進します。 また、意思決定支援の取組が、保健・福祉・医療の関係者や地域住民に浸透するよう、国や県などが実施している意思決定支援研修などを通じて、普及啓発を図ります。	—	・秋田市成年後見制度利用促進協議会の開催、および秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会を通じて、引き続き地域連携ネットワークの連携促進を図る。

番号 (目標- 取組-主 な取組)	取組	取組の方向性	令和7年度取組状況	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
2-2-(2)	成年後見制度の普及啓発 および正しく適切な制度 理解	様々な媒体を活用し、市民に対する成年後見制度の普及啓発を実施し、利用数を増加させるだけでなく、意思決定支援の視点を含めて、正しく適切な制度理解を図ります。 また、認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、身近な地域で、引き続き本人らしい生活ができるよう、地域での見守り活動を推進するほか、親族後見人等が後見人業務に関しての相談ができるような窓口を整備します。	・秋田市権利擁護センターによる市民向けセミナーを2回、出前講座を13回開催したほか、ホームページや広報あきたへの掲載により、中核機関や制度（意思決定支援の考え方を含めた、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の周知を実施した。	—	・秋田市権利擁護センターによる市民向けセミナーおよび、出前講座を開催するほか、ホームページや広報あきたへの掲載により、引き続き中核機関や制度（意思決定支援の考え方を含めた、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の周知を実施する。
2-3-(1)	家庭裁判所が適切な後見人等の選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備	本人のニーズや課題、状況の変化等に応じた柔軟な対応がなされるよう、本人の状況について、支援者等からの情報が的確に家庭裁判所へ伝わるよう、連携体制を整えます。	・秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会において、後見人候補者職種について検討を行い、審判申立て時に検討結果を添付した。		・秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会において、後見人候補者職種について引き続き検討を行う。
2-4-(1)	地域連携ネットワークや後見人等を含むチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止	地域連携ネットワークやチームの一員として後見人等が孤立することがないよう必要な支援を行うことで見守り環境を整備し、不正の未然防止を図ります。また、広く市民への制度理解を促し、普及啓発を行うことで、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。	・年2回の協議会のほか、秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会を通じて、地域連携ネットワークの連携促進を図った。 ・秋田市権利擁護センターにおいて、後見人からの相談に対応するなど、後見人に対する支援を行った。		・年2回の協議会のほか、秋田市権利擁護センターが開催する成年後見制度利用支援検討会を通じて、地域連携ネットワークの連携促進を図る。 ・秋田市権利擁護センターにおいて、後見人からの相談に対応するなど、引き続き後見人に対する支援を行う。
2-4-(2)	家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備	家庭裁判所や専門職団体と不正に関する情報交換を行うとともに、不正と思われる事案の発生時には、速やかに選任機関である家庭裁判所への情報提供が行えるよう連絡体制を整備します。	・不正発生時の連絡体制について、秋田家庭裁判所と意見交換を行った。		・不正発生時の連絡体制について、引き続き秋田家庭裁判所と意見交換を行う。

番号 (目標- 取組-主 な取組)	取組	取組の方向性	令和7年度取組状況	令和7年度 自己評価	令和8年度取組予定
2-5-(1)	日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	秋田市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業から保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについて、スムーズに成年後見制度へ移行できるようにします。	・秋田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から成年後見制度に1件移行した。	—	・秋田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が望ましいケースについて、スムーズに成年後見制度に移行させる。
2-5-(2)	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な状況でありながら、申立てをする親族がいないなどの理由で後見等開始の審判申立てが困難なかたについて、市長が申立てを行います。なお、申立てにあたり、成年後見制度を必要とする人が迅速に制度利用できるようにするため、相談から申立てまでの日数について90日以内を目途に、その状況に応じて期間短縮を図るなど適切な実施に努めます。また、低所得者等についても制度を活用できるよう、申立て理由や後見類型に関わらず、成年後見制度利用に関する申立て費用および後見人等の報酬に関する費用助成を行います。	・成年後見等が必要な者について、市長申立てを行ったほか、資力がない者の申立て費用の助成および後見人等に対する報酬助成を行った。		・成年後見等が必要な者について、市長申立てを行うほか、資力がない者の申立て費用の助成および後見人等に対する報酬助成を行う。 ・報酬助成対象者に、監督人を含めるなどの見直しを検討する。
2-5-(3)	【新規】任意後見制度の利用促進	本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的活用される必要があることから、関係者と連携し、制度の周知を行うことで、同制度の利用を促進します。	・秋田市権利擁護センターによる市民向けセミナーで任意後見制度について紹介するなど利用促進を図った。		・秋田市権利擁護センターによる市民向けセミナーおよび、出前講座、リーフレット等で任意後見制度について紹介し利用促進を図る。
2-6-(1)	【新規】担い手の確保・育成等の推進	認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増しており、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があることから、秋田市社会福祉協議会による法人後見業務のさらなる推進を図るとともに、市民後見人について、秋田県との連携・協力により、その確保・育成等を推進するほか、本人の意思決定支援などの幅広い場面での活用について、検討を進めます。	・市民後見人の活用について、関係機関（家庭裁判所、秋田県、秋田県社会福祉協議会、秋田市社会福祉協議会、秋田市）で意見交換を行った。		・市民後見人の活用について、制度設計をはじめ関係機関等と引き続き協議のうえ進めていく。